

平成 17 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 神 鋼 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 脇 亞 人
コ ー ド 番 号 8075 東 証 ・ 大 証 第 一 部
問 合 せ 先 総 務 部 長 角 谷 和 昭
03 (3276) 2036

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社は、ユアサ商事株式会社（以下「ユアサ商事」という。）と係争中の不当利得返還請求訴訟に関し、大阪高等裁判所において下記のとおり全面勝訴の控訴審判決を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日

大阪高等裁判所 第 13 民事部 平成 17 年 3 月 30 日

2. これまでの経緯

平成 14 年 11 月 29 日、当社は、ユアサ商事元課長らが引き起こした建設機械等の架空取引による巨額詐欺事件にからみ、同社から 16 億 44 百万円の不当利得返還請求の提訴を受け、平成 16 年 2 月 13 日、大阪地方裁判所における第 1 審判決におきまして、当社の過失が一部認定されておりました。

当社は同取引が通常の商取引であり、当社に些かの過失もないことから、これを不服として控訴していたものであります。

3. 判決の内容

- 1 第 1 審被告（当社）の本件控訴に基づき、原判決中、第 1 審被告敗訴部分を取り消す。
- 2 同取消に係る第 1 審原告（ユアサ商事）の請求を棄却する。
- 3 第 1 審原告の本件控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第 1、2 審を通じ、全部第 1 審原告の負担とする。

4. 今後の見通し

ユアサ商事が上告するか不明ではありますが、上告した場合でも、上告審においても当社が敗訴することはないと見込んでおります。

なお、現時点でこの判決により当社の業績に与える影響はございません。

以 上